

新旧対照表

(姫路市危険物審査基準)

現 行	改 正 案
<p>第1章 申請手続き及び方法</p> <p>第1節 製造所等の設置又は変更許可申請</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 書類の編さん</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載式移動タンク貯蔵所（危令第15条第2項）</p> <p>前イに定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 承認申請</p> <p>1 仮使用承認申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仮使用の承認条件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 火気管理</p> <p>(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上有効な措置が講じられている場合を除く。</p> <p>なお、当該火災予防上有効な措置とは、火気使用場所の周囲に可燃物を置かない、養生等、周囲への延焼防止措置を行う、及び可燃性蒸気の滞留しない場所で火気を使用する等の措置をいう。</p>	<p>第1章 申請手続き及び方法</p> <p>第1節 製造所等の設置又は変更許可申請</p> <p>1・2 (略)</p> <p>3 書類の編さん</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>(7)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ 積載式移動タンク貯蔵所（危令第15条第2項）</p> <p>前アに定めるもののほか、次に掲げるものとする。</p> <p>(略)</p> <p>4～8 (略)</p> <p>第2節～第4節 (略)</p> <p>第5節 承認申請</p> <p>1 仮使用承認申請</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 仮使用の承認条件</p> <p>ア・イ (略)</p> <p>ウ 火気管理</p> <p>(ア) 火気又は火花を発生する器具を使用する工事及び火花の発生するおそれのある工事が行われないこと。ただし、火災予防上有効な措置が講じられている場合を除く。</p> <p>なお、当該火災予防上有効な措置とは、火気使用場所の周囲に可燃物を置かない、養生等、周囲への延焼防止措置を行う、及び可燃性蒸気の滞留しない場所で火気を使用する等の措置をいう。</p> <p><u>火気養生については、取り扱う火気及び発生する火花等によって防炎シート、不燃シート、スパッターシート等各養生シートの特性を鑑み適切に行うこと。</u></p>

<p>(略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第6節 予防規程制定(変更)承認申請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 予防規程の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地下貯蔵タンクにおいて、単独荷卸しを実施する場合は、<u>「給油取扱所等における単独荷卸しに係る運用について」</u> (H. 17. 10. 26 消防危第245号通知) <u>第3に基づく必要事項。</u></p> <p>なお、予防規程の作成義務がない施設であっても、当該通知に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。</p>	<p>(略)</p> <p>2～9 (略)</p> <p>第6節 予防規程制定(変更)承認申請</p> <p>1～3 (略)</p> <p>4 予防規程の内容</p> <p>(1)～(5) (略)</p> <p>(6) 地下貯蔵タンクにおいて、単独荷卸しを実施する場合は、<u>次のとおりとすること。</u> (H. 17. 10. 26 消防危第245号通知)</p> <p>なお、予防規程の作成義務がない施設であっても、当該通知に準じて「単独荷卸し実施規程」を作成すること。</p> <p><u>ア 予防規程に規定する内容</u></p> <p><u>単独荷卸しが行われる給油取扱所等の予防規程は、次の項目が網羅されるように策定される必要があること。</u></p> <p><u>(ア) 単独荷卸しが行われる給油取扱所等の危険物保安監督者及び従業員に対する教育に関すること。(危則第60条の2第1項第4号関係)</u></p> <p><u>(イ) 給油取扱所等に設置する単独荷卸しに係る安全対策設備の維持管理に関すること。(危則第60条の2第1項第5号関係)</u></p> <p><u>(ウ) 単独荷卸しの実施に関すること。(危則第60条の2第1項第7号関係)</u></p> <p><u>(エ) 単独荷卸しにおいて、事故等の異常事態が発生した場合の対応に関すること。(危則第60条の2第1項第11号関係)</u></p> <p><u>(オ) 単独荷卸しの仕組み(給油取扱所等に設置する安全対策設備、運送業者及び石油供給者が実施すべき事項)に関すること。(危則第60条の2第1項第14号関係)</u></p> <p><u>(カ) 単独荷卸し時における給油取扱所等の危険物保安監督者、従業員の体制に関する</u></p>
---	--

<p>(7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については「<u>顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に係る運用について</u>」(H. 10. 3. 13 消防危第25号通知 (H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号改正) <u>第6</u> <u>に基づく必要事項。</u>)</p>	<p><u>ること。(危則第60条の2第1項第14号関係)</u></p> <p><u>イ 給油取扱所等の予防規程に添付する書類</u> <u>給油取扱所等の予防規程に添付する書類</u> <u>は、次のとおりであること。</u></p> <p><u>(ア) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う</u> <u>運送業者の構築した単独荷卸しの仕組み</u> <u>を記載した書類</u></p> <p><u>(イ) 当該給油取扱所等において、単独荷卸し</u> <u>を実施する運送業者名</u></p> <p><u>(ウ) 石油供給者又は自ら単独荷卸しを行う</u> <u>運送業者が、単独荷卸しの仕組みに基づ</u> <u>き、単独荷卸しを実施することを当該給</u> <u>油取扱所等に対して確約した書類(契約</u> <u>書等)</u></p> <p><u>ウ 予防規程の審査に際しての留意事項</u> <u>次の事項に留意するものであること。</u></p> <p><u>(ア) 予防規程の審査</u> <u>給油取扱所等の予防規程の審査におい</u> <u>ては、上記ア及びイに掲げる内容が適正</u> <u>であることを確認するものであること。</u></p> <p><u>(イ) 給油取扱所等の確認</u> <u>予防規程の審査の際に、必要に応じ、</u> <u>給油取扱所等の状況を確認すること。</u></p> <p>(7) 顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における、「<u>顧客に対する監視その他保安のための措置に関すること</u>」(危則第60条の2第1項第8号の4)には、<u>次のことが含まれること。</u>(H. 10. 3. 13 消防危第25号通知 (H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号、<u>R. 1. 8. 27 消防危第119号、R. 5. 9. 19 消防危第251号改正</u>)</p> <p><u>ア 監視等を行う危険物取扱者及びその指揮</u> <u>下で監視等を行う従業者(以下「危険物取</u> <u>扱者等」という。)の体制</u></p> <p><u>イ 監視等を行う危険物取扱者等に対する教</u> <u>育及び訓練</u></p> <p><u>ウ 監視等を行う危険物取扱者等の氏名の表</u> <u>示</u></p>
--	--

<p><u>(8) 給油取扱所に併設される物販店舗等のみの営業をする場合は、「給油取扱所の技術上の基準等に係る運用について」(H. 13. 11. 21 消防危第127号通知) 第2 2に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(9) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第3項第2号に規定する在庫管理を行う製造所等については、「地下貯蔵タンク等及び移動貯蔵タンクの漏れの点検に係る運用上の指針について」(H. 16. 3. 18 消防危第33号通知 (H. 19. 3. 28 消防危第66号、H. 22. 7. 8 消防危第144号、R. 1. 8. 27 消防危第120号改正)) 第1 3(3)ウ(イ)に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(10) 圧縮天然ガス又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、「圧縮天然ガス等充填設備設置給油取扱所の技術上の基準に係る運用上の指針について(通知)」(H. 10. 3. 11 消防危第22号通知 (H. 29. 1. 26 消防危第31号改正)) 第2 2に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(11) 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所については、「圧縮水素充填設備設置給油取扱</u></p>	<p><u>エ 顧客用固定給油設備の1回の給油量及び給油時間の上限並びに顧客用固定注油設備の1回の注油量及び注油時間の上限の設定</u></p> <p><u>オ 顧客用固定給油設備及び顧客用固定注油設備の日常点検</u></p> <p><u>(8) 平成15年12月17日総務省令第143号附則第3項第2号に規定する在庫管理を行う製造所等については、在庫管理等に係る計画に基づき継続的に取り組みを実施する必要があることから、必要に応じ関連の自主規程を整備する等して実効性を担保することが重要であるとともに、予防規程の適用のある製造所等については、関連規程類に当該計画の内容を反映することが必要であること。</u>(H. 16. 3. 18 消防危第33号通知 (H. 19. 3. 28 消防危第66号、H. 22. 7. 8 消防危第144号、R. 1. 8. 27 消防危第120号改正))</p> <p><u>(9) 圧縮天然ガス又は液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車等に当該ガスを充填するための設備を設ける給油取扱所については、予防規程の中に、圧縮天然ガス等による災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めるほか、圧縮天然ガススタンドのディスプレイ及びガス配管を給油空地に設置する場合は、危険物施設の運転又は操作に関することとして、固定給油設備の1回の連続したガソリン等の給油量の上限を設定することについて定めること。</u>(H. 10. 3. 11 消防危第22号通知 (H. 29. 1. 26 消防危第31号改正))</p> <p><u>(10) 電気を動力源とする自動車等に水素を充填するための設備を有する給油取扱所については、予防規程の中に、圧縮水素等によ</u></p>
--	--

<p><u>所の技術上の基準に係る運用上の指針について</u>」(H. 27. 6. 5 消防危第123号通知 (R1. 8. 27 消防危第118号改正)) <u>第2 2</u> <u>に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(12)</u> ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設については、「<u>ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について</u>」(H. 11. 6. 2 消防危第53号) <u>第3 2</u> <u>に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(13)</u> (略)</p> <p><u>(14)</u> 危険物から水素を製造する改質装置を設置し、暖機運転時に遠隔監視を行う場合は、「<u>危険物から水素を製造するための改質装置の遠隔監視に必要な安全対策について</u>」(H. 24. 5. 23 消防危第140号通知 (H. 24. 12. 18 消防危第263号改正)) <u>第二</u> <u>に基づく必要事項。</u></p> <p><u>(15)</u> 震災時等に使用する非常用発電機を設置する給油取扱所において、予防規程が必要となる施設については、「危険物施設の震災等対策ガイドライン【給油取扱所編】」(H. 26. 5. 23 消防危136号) <u>第3章2(2)</u> <u>に基づく必要事項。</u></p>	<p><u>る災害その他の非常の場合にとるべき措置に関する事項を定めること(危則第60条の2第1項第11号)。</u> (H. 27. 6. 5 消防危第123号通知 (R1. 8. 27 消防危第118号改正))</p> <p><u>(11)</u> ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設については、「<u>次の事項を予防規程に明確にしておくこと。</u>」(H. 11. 6. 2 消防危第53号)</p> <p><u>ア</u> <u>ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う場所(危則第60条の2第1項第6号)</u></p> <p><u>イ</u> <u>ナトリウム・硫黄電池の監視、制御等を行う体制(危則第60条の2第1項第6号)</u></p> <p><u>ウ</u> <u>ナトリウム・硫黄電池施設における火災等の緊急時における連絡体制及び対応体制(危則第60条の2第1項第11号)</u></p> <p><u>(12)</u> (略)</p> <p><u>(13)</u> 危険物から水素を製造する改質装置を設置し、暖機運転時に遠隔監視を行う場合は、「<u>次の事項を予防規程に明記すること。</u>」(H. 24. 5. 23 消防危第140号通知 (H. 24. 12. 18 消防危第263号改正))</p> <p><u>ア</u> <u>改質装置の監視、制御を行う場所(危則第60条の2第1項第6号関係)</u></p> <p><u>イ</u> <u>改質装置の監視、制御を行う体制(危則第60条の2第1項第6号関係)</u></p> <p><u>ウ</u> <u>改質装置における火災等の緊急時における連絡体制(消防機関への通報を含む)及び対応体制(危則第60条の2第1項第11号関係)</u></p> <p><u>エ</u> <u>改質装置における火災等の緊急時における連絡及び対応についての訓練(危則第60条の2第1項第4号関係)</u></p> <p><u>(14)</u> 震災時等に使用する非常用発電機を設置する給油取扱所において、予防規程が必要となる施設については、「危険物施設の震災等対策ガイドライン【給油取扱所編】」(H. 26. 5. 23 消防危136号) <u>に基づき、</u> <u>震災時の緊急対応や施設の応急点検、臨時的</u></p>
---	---

<p><u>(16)</u> 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、<u>「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」</u>（H. 30. 8. 20 消防危第154号通知）<u>3</u>に基づく必要事項。</p> <p>この場合において、上記<u>通知3</u>に係る事項について<u>施設の実情に応じて具体的に予防規程に記載すること。</u></p> <p><u>なお、通知1及び2に係る事項について確認できるように認可申請時に<u>予防規程に記載し、又は携帯型電子機器の仕様書等を添付する必要があるが、<u>携帯型電子機器の型式等は予防規程に記載する必要はなく、また、携帯型電子機器の仕様書等は予防規程の関連文書に位置付ける必要はない。</u></u></u></p> <p><u>(17)</u> セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、<u>「顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所における可搬式の制御機器の使用に係る運用について」</u>（R. 2. 3. 27 消防危第87号通知）<u>3</u>に基づく必要事項。</p>	<p><u>な危険物の貯蔵・取扱いの手順等を定めておき、予防規程及びそれに基づくマニュアル等に位置付けておくこと。また、定期的に従業員に対して当該対応の教育を行い、訓練等を行っておくこと。</u></p> <p><u>(15)</u> 給油取扱所において、携帯型電子機器を使用する場合は、<u>下記事項について、予防規程の添付書類等で明らかにすること。</u>（H. 30. 8. 20 消防危第154号通知<u>参考</u>）</p> <p><u>ア 携帯型電子機器の仕様、当該携帯型電子機器への保護措置</u></p> <p><u>イ 携帯型電子機器の用途、使用する場所及び管理体制</u></p> <p><u>ウ 携帯型電子機器の使用中に火災等の災害が発生した場合に取るべき措置（危則第60条の2第1項第11号関係）</u></p> <p>この場合において、上記<u>ア</u>に係る事項については、<u>「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意事項等について」</u>（H. 30. 8. 20 消防危第154号通知。以下本号において「通知」という。）<u>1</u>及び<u>2(1)</u>に係る事項を満足するよう記載する必要があるが、<u>携帯型電子機器の型式等を予防規程に記載する必要はない。</u></p> <p><u>また、通知1及び2(1)に係る事項について確認できるように認可申請時に携帯型電子機器の仕様書等を添付する必要があるが、当該仕様書等は予防規程の関連文書に位置付ける必要はない。</u></p> <p><u>(16)</u> セルフのガソリンスタンドにおいて、可搬式の制御機器を使用する場合は、<u>下記に関する事項及びそれを踏まえた運営体制について、予防規程又はその関連文書に明記すること。</u>（R. 2. 3. 27 消防危第87号通知）</p> <p><u>ア 可搬式の制御機器は、<u>「給油取扱所において携帯型電子機器を使用する場合の留意</u></u></p>
---	--

<p>(18) 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、<u>「給油取扱所における屋外での物品の販売等の業務に係る運用について」</u>（R. 2. 3. 27 消防危第88号通知）<u>2</u>に基づく必要事項。</p>	<p><u>事項等について」</u>（H. 30. 8. 20 消防危第154号通知）の1に掲げる規格等に適合するものとし、<u>肩掛け紐付きカバーやアームバンド等の落下防止措置を講ずること。</u></p> <p><u>イ 火災等の災害発生時においては、一斉停止や緊急通報等の応急対応以外での可搬式の制御機器の使用は中止し、安全が確保されるまでの間は使用しないこと。</u></p> <p><u>ウ 火災発生時に初期消火を迅速に実施できるよう、固定給油設備等の近傍や事務所出口等の適切な場所に消火器を配置すること。</u></p> <p><u>エ 火災等の災害発生時における応急対応を含め、可搬式の制御機器による給油許可を行う上で必要な教育・訓練を実施すること。</u></p> <p>(17) 給油取扱所の屋外において、物品の販売等を行おうとする場合は、<u>下記の事項に留意し、策定した計画等については、予防規程又はこれの関連文書に明記すること。</u> （R. 2. 3. 27 消防危第88号通知 <u>(R. 6. 2. 29 消防危第40号改正)</u>）</p> <p><u>ア 出火・延焼防止上の留意事項</u></p> <p><u>(ア) 物品販売等の業務において、火災の発生や延焼拡大の危険性を増大させないよう、裸火等の火気を使用しないことや、可燃性蒸気の滞留するおそれのある場所では防爆構造の機器等を使用することを徹底すること。</u></p> <p><u>(イ) 防火塀の周辺において物品を展示等する場合は、防火塀の高さ以上に物品等を積み重ねないようにすること等、延焼拡大の危険性を増大させないようにすること。</u></p> <p><u>(ウ) 消火器や消火設備の使用の妨げとなる場所に物品を展示等しないこと。</u></p> <p><u>イ 危険物の取扱い作業上の留意事項</u> <u>車両への給油、容器への詰替えや地下タンクへの荷卸し等、危険物の取扱い作業を</u></p>
--	--

<p>(19) (略)</p> <p>(20) (略)</p>	<p><u>行う際に必要な空間が確保されるよう、物品の配置や移動等の管理を適切に実施するための運用方法を計画し、必要な体制を構築すること。</u></p> <p><u>ウ 火災時の避難に関する留意事項</u> <u>火災時における顧客の避難について、あらかじめ避難経路や避難誘導體制等に係る計画を策定すること。</u></p> <p><u>エ 人・車両の動線に関する留意事項</u> <u>物品販売等を行う場所は、人や車両の通行に支障が生じない場所とすること。なお、この場合において、必要に応じて、人・車両の動線をわかりやすく地盤面上に表示することや、ロープ等で明確にすることも検討すること。</u></p> <p>(18) (略)</p> <p>(19) (略)</p> <p>(20) <u>給油取扱所における荷卸し中の固定給油設備等の使用に関する事項 (R. 6. 2. 29 消防第40号通知)</u></p> <p><u>ア 専用タンクへの荷卸し作業中に固定給油設備等を使用する場合、給油取扱所の危険物取扱者は、次の業務を同時に行うことが想定されること。</u></p> <p><u>(ア) 専用タンクへの荷卸し作業の立会い (単独荷卸しが可能な給油取扱所を除く。)</u></p> <p><u>(イ) 給油又は詰替え等の危険物取扱い作業</u></p> <p><u>(ウ) 危険物取扱者以外の従業員又は顧客 (顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所に限る。) が行う(イ)の作業に対する立会い又は監視</u></p> <p><u>イ 危則第60条の2第1項第8号の4の「専用タンクへの危険物の注入作業が行われているときに給油又は容器への詰替えが行われる場合の当該危険物の取扱作業の立会い及び監視その他保安のための措置」としては、アの業務を同時に行なった場合に、いずれの業務もおろそかにならないように具</u></p>
---------------------------------	--

<p>(21) <u>給油取扱所において給油取扱所の営業時間外に販売等の業務を行う場合、「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」(R. 3. 3. 30 消防令第50号) 2に基づく必要事項。</u></p> <p>第7節 定期点検 (法第14条の3の2)</p> <p>1 点検項目等 (危則第62条の4)</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) ドローンを用いて点検する場合については、第6節「予防規程制定 (変更) 承認申請」4 <u>(21)</u>によること。</p>	<p><u>体的な対応方法等に関する措置を定めること。</u></p> <p>(21) <u>給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項 (R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)</u></p> <p><u>ア 危則第60条の2第1項第8号の5の「緊急時の対応に関する表示」の内容としては、緊急連絡先、事故時の具体的な措置、指示事項等が考えられること。</u></p> <p><u>イ 危則第60条の2第1項第8号の5の「保安のための措置」としては、危則第40条の3の6の2各号の具体的な措置のほか、次の事項を定めること。</u></p> <p><u>(ア) 不必要な物件が放置されないようにするための管理の徹底に関すること。</u></p> <p><u>(イ) 裸火の使用の禁止に関すること (災害時等において、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所で発電機等を使用する場合を除く。)</u></p> <p><u>(ウ) 消火器等の消防用設備等の適切な設置に関すること。</u></p> <p><u>(エ) 不特定多数の者の利用に供する場合における利用者数の管理及び避難経路の確保に関すること。</u></p> <p><u>(オ) 給油取扱所関係者が不在となる場合における火災予防上及び危険物の保安上の措置に関すること。</u></p> <p>第7節 定期点検 (法第14条の3の2)</p> <p>1 点検項目等 (危則第62条の4)</p> <p>(1)・(2) 略</p> <p>(3) ドローンを用いて点検する場合については、第6節「予防規程制定 (変更) 承認申請」4 <u>(19)</u>によること。</p> <p><u>なお、屋外貯蔵タンクの点検にドローンを用いる場合は、上記のほか、「ドローンを活用した屋外貯蔵タンクの側板等の点検に係るガイドライン」によること。</u></p> <p><u>(R5. 3. 29 消防危第62号通知)</u></p>
---	--

<p>2～4 (略)</p> <p>第2章 製造所等の審査基準</p> <p>第1節 製造所 (危令第9条)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 建築物の構造等 (第1項第4号から第9号)</p> <p>(1) 屋内及び屋外の判定</p> <p>屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。</p> <p>なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること (人が中に入って使用しない場合は、物件として取り扱うこと。)(H.元.7.18 建設省住指発第239号・H.25.3.29 国住指第4846号・H.27.2.27 国住指第4544号参考)</p> <p>また、屋上は危則第28条の57第4項、危則第28条の60の4第3項及び屋上に航空機給油取扱所を設置する場合等の特殊な場合を除き屋内として規制するが、製造所又は一般取扱所において、屋上に設置する危険物を取り扱う設備 (20号タンク含む) が屋外の基準を満足する場合は、政令第23条の規定を適用し認めることができる。(特例理由不要、特例適用願不要)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>7～24 (略)</p> <p>第2節 一般取扱所 (危令第19条)</p> <p>1～4 (略)</p>	<p>2～4 (略)</p> <p>第2章 製造所等の審査基準</p> <p>第1節 製造所 (危令第9条)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 建築物の構造等 (第1項第4号から第9号)</p> <p>(1) 屋内及び屋外の判定</p> <p>屋内か屋外かの判断は、建築物に該当するか該当しないかで判断し、原則建築確認申請によること。ただし、建築確認申請上非建築物であると判断されたもの又は建築確認申請未提出物件であっても、建築物の定義に該当し、明らかに屋内的用途が発生すると判断できるものについては、屋内として規制する。</p> <p>なお、簡易的な物置等が建築物に該当するかどうかについては、原則通常人が中に入って使用するかどうかで判断すること (人が中に入って使用しない場合は、物件として取り扱うこと。)(H.元.7.18 建設省住指発第239号・H.25.3.29 国住指第4846号・H.27.2.27 国住指第4544号参考)</p> <p>また、屋上は危則第28条の57第4項、危則第28条の60の4第3項及び屋上に航空機給油取扱所を設置する場合等の特殊な場合を除き屋内として規制するが、<u>一棟規制</u>の製造所又は一般取扱所において、屋上に設置する危険物を取り扱う設備 (20号タンク含む) が屋外の基準を満足する場合は、政令第23条の規定を適用し認めることができる。(特例理由不要、特例適用願不要)</p> <p>(2)～(10) (略)</p> <p>7～24 (略)</p> <p>第2節 一般取扱所 (危令第19条)</p> <p>1～4 (略)</p>
---	---

5 危令第19条第2項関係及び部分規制

(1)～(6) (略)

(7) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他用途部分との間に「出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する耐火構造の壁」が要求されるものにあつては、危令第23条を適用し、当該区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。(H. 2. 3. 31 消防危第28号通知参考) (特例理由必要。特例適用願必要。)

なお、他用途部分とは、同一建築物内で、当該一般取扱所施設外の部分をいうものであること。

また、「これと同等以上の強度を有する構造」には、高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のものが含まれる(H. 2. 10. 31 消防危第105号通知)が、基本的には申請者が資料等により示す必要がある。

(8) (略)

(9) 基準の概要

ア～ケ (略)

コ 蓄電池設備を設置する一般取扱所(危令第28条の54第9号)

5 危令第19条第2項関係及び部分規制

(1)～(6) (略)

(7) 区画室単位で規制される一般取扱所のうち、当該建築物の他用途部分との間に「出入口以外の開口部を有しない厚さ70mm以上の鉄筋コンクリート造又はこれと同等以上の強度を有する構造の床又は壁」が要求されるものにあつては、危令第23条を適用し、当該区画壁に、防火上有効にダンパー等を設けた換気又は排出設備を設置して差し支えない。(H. 2. 3. 31 消防危第28号通知参考) (特例理由必要。特例適用願必要。)

なお、他用途部分とは、同一建築物内で、当該一般取扱所施設外の部分をいうものであり、例えば、当該一般取扱所に隣接して区画室単位で規制される一般取扱所を設ける場合もこれに含まれる。

また、「これと同等以上の強度を有する構造」には、高温高压蒸気養生された軽量気泡コンクリート製パネルで厚さ75mm以上のもの、「耐火構造の構造方法を定める件」(平成12年建設省告示第1399号)第1第1号に適合する壁及び第3第1号に適合する床、及び建築基準法第2条第7号並びに同法施行令第107条第1号及び第2号(第1号にあつては、通常の火災による加熱が2時間加えられた場合のものに限る。)の技術的基準に適合するものとして国土交通大臣の認定を受けた耐力壁である間仕切壁及び床が含まれ(H. 2. 10. 31 消防危第105号、R. 5. 3. 24 消防危第63号通知参考)、その他の構造においては、基本的には申請者が資料等により示す必要がある。

(8) (略)

(9) 基準の概要

ア～ケ (略)

コ 蓄電池設備を設置する一般取扱所(危令第28条の54第9号)

<p>(ア) 該当する取扱形態 リチウムイオン電池等、非常用の蓄電池設備等が該当する。</p> <p>(イ) 取り扱う危険物は、第4類の危険物に限る。</p>	<p>(ア) 該当する取扱形態 リチウムイオン電池等、非常用の蓄電池設備等が該当する。</p> <p>(イ) 取り扱う危険物は、第4類の危険物に限る。</p> <p><u>(ウ) 規則第28条の54第9号の一般取扱所のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示で定める基準に適合するものの特例基準等（規則第28条の60の4第2項）（R5.9.19 消防危第251号通知）</u></p> <p><u>a 告示第68条の2の2の「これらと同等以上の出火若しくは類焼に対する安全性を有するもの」としては、例えば、次のものが考えられること。</u></p> <p><u>(a) I E C（国際電気標準会議）62619又は62933-5-2に適合するもの</u></p> <p><u>(b) U L（米国保険業者安全試験所）9540 A又は1973に適合するもの</u></p> <p><u>b 規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が30未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の55第2項第3号から第8号まで並びに同第28条の56第2項第1号及び第2号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の4第2項に定める特例及び同条第3項に定める特例を適用することができること。</u></p> <p><u>c 規則第28条の54第9号の一般取扱所（指定数量の倍数が10未満のもので、危険物を取り扱う設備を建築物に設けるものに限る。）のうち、危険物を用いた蓄電池設備が告示第68条の2の2に定める基準に適合し、かつ、危険物を取り扱う設備の位置、構造及び設備が規則第28条の60の4第4項各号に掲げる基準に適合するものについては、規則第28条の60の4第2項に定める特</u></p>
---	---

例及び同条第4項に定める特例を適用することができること。

(エ) 規則第28条の54第9号の一般取扱所

(危険物を取り扱う設備を屋外に設けるものに限る。以下「屋外コンテナ等蓄電池設備」という。)の特例基準等(規則第28条の60の4第5項)

規則第28条の60の4第5項第5号の散水設備は、屋外コンテナ等蓄電池設備を適切に冷却できるよう、第一種消火設備である屋外消火栓設備の例によることが適当と考えられること。なお、同一敷地内に存する防火対象物等に設置された屋外消火栓設備であって、その放射能力範囲が屋外コンテナ等蓄電池設備を包含できるものが設けられている場合は、当該消火設備を屋外コンテナ等蓄電池設備の散水設備とみなして差し支えないこと。

(オ) その他

a 許可申請等の単位について

屋外コンテナ等蓄電池設備は、事業形態等によっては各コンテナ等を接続して一体の設備として活用する場合等が考えられることから、同一敷地内に複数の屋外コンテナ等蓄電池設備が隣接して設置される場合等における許可申請等にあつては、事業形態等を確認し、設置者と協議の上で当該許可申請等の単位を決定されたいこと。なお、協議の結果、複数のコンテナ等をまとめて1の許可施設とする場合は、各コンテナ等の相互間の離隔距離は不要であること。

b 危険物取扱者等の取り扱いについて

屋外コンテナ等蓄電池設備に係る危険物取扱者等の取り扱いについては、「ナトリウム・硫黄電池を設置する危険物施設の技術上の基準等について」(平成11年6月2日付け消防危第53号)第3の例によること。

第3節 屋内貯蔵所（危令第10条）

1～18 （略）

第3節 屋内貯蔵所（危令第10条）

1～18 （略）

19 リチウムイオン蓄電池の特例について

(1) 蓄電池により貯蔵される総務省令で定める危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所（危令第10条第6項）

危則第16条の2の7から第16条の2の11の規定によるほか、「危険物の規制に関する政令等の一部改正に伴う蓄電池により貯蔵される危険物のみを貯蔵し、又は取り扱う屋内貯蔵所の運用について」（R5. 12. 28 消防危第361位号通知）によること。

(2) リチウムイオン蓄電池の貯蔵及び取扱いに係る運用（H. 23. 12. 27 消防危第303号通知）

リチウムイオン蓄電池が下記ア(ア)又は(イ)に該当するときは、危令第23条特例を適用し、下記イの内容について、認めることができる。なお、当該アについては、下記ウにより確認すること。（特例理由不要。特例適用願必要。）

ア 危令第23条適用対象リチウムイオン蓄電池

(ア) 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表9に規定する技術基準に適合している蓄電池。

(イ) 国際海事機関が採択した危険物の運送に関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池（電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。）。

イ 適用される危令第23条特例内容

上記アに該当する蓄電池を地上高さ3mからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、蓄電池内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認できない場合は、下記の内容を免除できる。

<p><u>19</u> 危令第10条第<u>6</u>項の総務省令で定める危険物（第<u>6</u>項）（略）</p> <p><u>20</u> アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所（第<u>6</u>項）（略）</p> <p><u>21</u> ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所（第<u>6</u>項）（略）</p> <p><u>22</u> タンクコンテナによる危険物の貯蔵（略）</p> <p><u>23</u> <u>リチウムイオン蓄電池の特例について</u> <u>（H. 23. 12. 27 消防危第303号通知）</u> <u>リチウムイオン蓄電池が下記(1)ア又はイに該当するときは、危令第23条特例を適用し、下記(2)の内容について、認めることができる。なお、当該(1)については、下記(3)により確認すること。（特例理由不要。特例適用願必要。）</u></p> <p><u>(1) 危令第23条適用対象リチウムイオン蓄電池</u></p> <p><u>ア 電気用品安全法（昭和36年法律第234号）第8条第1項に基づく電気用品の技術上の基準を定める省令（昭和37年通商産業省令第85号）別表9に規定する技術基準に適合している蓄電池。</u></p> <p><u>イ 国際海事機関が採択した危険物の運送に</u></p>	<p><u>(ア) 電気設備の防爆</u></p> <p><u>(イ) 危険物の浸透しない床、傾斜及び貯留設備</u></p> <p><u>(ウ) 可燃性蒸気排出設備</u></p> <p><u>ウ 上記ア及びイの確認方法</u></p> <p><u>(ア) 上記ア(ア)の確認方法</u> <u>電気用品安全法第10条に基づく表示（P S Eマーク）により確認</u></p> <p><u>(イ) 上記ア(イ)の確認方法</u> <u>国際海事機関が採択した危険物の運用に関する規程に定める技術基準に適合していることを示す試験結果</u></p> <p><u>(ウ) 上記イの落下試験の確認方法</u> <u>事業所が実施した落下試験の試験結果等</u></p> <p><u>20</u> 危令第10条第<u>7</u>項の総務省令で定める危険物（第<u>7</u>項）（略）</p> <p><u>21</u> アルキルアルミニウム等の屋内貯蔵所（第<u>7</u>項）（略）</p> <p><u>22</u> ヒドロキシルアミン等の屋内貯蔵所（第<u>7</u>項）（略）</p> <p><u>23</u> タンクコンテナによる危険物の貯蔵（略）</p>
--	--

<p><u>関する規程に定める技術基準に適合している蓄電池（電気用品安全法の適用を受けない蓄電池に限る。）。</u></p> <p><u>(2) 適用される危令23条特例内容</u></p> <p><u>上記(1)に該当する蓄電池を地上高さ3 mからコンクリートの床面に落下させる試験を実施し、蓄電池内部から漏液や可燃性蒸気の漏れが確認できない場合は、下記の内容を免除できる。</u></p> <p><u>ア 電気設備の防爆</u></p> <p><u>イ 危険物の浸透しない床、傾斜及び貯留設備</u></p> <p><u>ウ 可燃性蒸気排出設備</u></p> <p><u>(3) 上記(1)及び(2)の確認方法</u></p> <p><u>ア 上記(1)アの確認方法</u></p> <p><u>電気用品安全法第10条に基づく表示（PSEマーク）により確認</u></p> <p><u>イ 上記(1)イの確認方法</u></p> <p><u>国際海事機関が採択した危険物の運用に関する規程に定める技術基準に適合していることを示す試験結果</u></p> <p><u>ウ 上記(2)の落下試験の確認方法</u></p> <p><u>事業所が実施した落下試験の試験結果等</u></p> <p>第4節 屋外タンク貯蔵所（危令第11条）</p> <p>1～26 （略）</p> <p>27 防油堤（第1項第15号）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 2以上のタンクの周囲に設けるものにあつては、類を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを囲んで設けないよう指導する。この場合、連結工により連結された防油堤についても同様であること。◆</p> <p>※ 第四類危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤と第六類危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤とを連結工により接続して防油堤容量を確保することは、適当でない。◆（S53.4.13 消防危第52号通知）</p>	<p>第4節 屋外タンク貯蔵所（危令第11条）</p> <p>1～26 （略）</p> <p>27 防油堤（第1項第15号）</p> <p>(1) （略）</p> <p>(2) 2以上のタンクの周囲に設けるものにあつては、類を異にする危険物を貯蔵し、又は取り扱うタンクを囲んで設けないよう指導する。この場合、連結工により連結された防油堤についても同様であること。◆</p> <p>※ 第四類危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤と第六類危険物を貯蔵する屋外貯蔵タンクの防油堤とを連結工により接続して防油堤容量を確保することは、適当でない。◆（S53.4.13 消防危第52号通知）</p>
---	--

<p>(3)～(15) (略)</p> <p>28 特定屋外貯蔵タンクの構造 (第1項第3号の2、4号、4号の2)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>29～39 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 移動タンク貯蔵所 (危令第15条)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準 (H. 13. 4. 9 消防危第50号通知)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>参考資料 (H. 4. 11. 12 消防危第93号通知)</p> <p>1 許可に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)ア～エ (略)</p> <p>オ JIS Z1624 国際タンクコンテナ</p> <p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9 屋外貯蔵所 (危令第16条)</p> <p>(略)</p>	<p><u>また、屋外タンク貯蔵所は原則2列以下となるように配置し、当該タンクへの消火及び周囲のタンクへの冷却放水等の消防活動に支障がないようにすること。◆</u></p> <p>(3)～(15) (略)</p> <p>28 特定屋外貯蔵タンクの構造 (第1項第3号の2、4号、4号の2)</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 漏れ試験</u></p> <p><u>危令第20条の9に規定する「真空試験、加圧漏れ試験、浸透液漏れ試験等の試験」には、JIS Z 2330「非破壊試験—漏れ試験方法の種類及びその選択」に規定する漏れ試験も含まれる。(R. 2. 3. 27 消防危第89号通知)</u></p> <p>29～39 (略)</p> <p>第5節～第7節 (略)</p> <p>第8節 移動タンク貯蔵所 (危令第15条)</p> <p>1～5 (略)</p> <p>6 積載式移動タンク貯蔵所の許可等の取扱い</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 国際輸送用積載式移動タンク貯蔵所の取扱いに関する運用基準 (H. 13. 4. 9 消防危第50号通知)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p>参考資料 (H. 4. 11. 12 消防危第93号通知)</p> <p>1 許可に関する事項</p> <p>(1)・(2) (略)</p> <p>(3)ア～エ (略)</p> <p>オ JIS Z1624 国際タンクコンテナ <u>(令和3年2月25日廃止)</u></p> <p>カ (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>第9節 屋外貯蔵所 (危令第16条)</p> <p>(略)</p>
---	--

第10節 給油取扱所（危令第17条）

1 給油行為について

(1) 給油取扱所とは、給油設備によって自動車等の燃料タンクに直接給油するため危険物を取り扱う取扱所であるが、当該自動車等には、航空機、船舶、気動車その他動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの（発電機及び草刈り機等を含む。）すべてが含まれる。

よって、危令第17条第1項及び第2項により規制される給油取扱所において、給油設備を用い、上記自動車等に給油する行為は、当該自動車等が自走するかしないかに関わらず、すべて許可された行為であるとして取り扱う。

ちなみに、危令第17条第3項第6号に規定する自家用の給油取扱所及び同条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、自動車及び原動機付自転車への給油行為しか認められていない。

(2) 車両等に積載された自動車等に給油した場合、法16条の9により適用を除外されているもの及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第15条により規制を受けているもの以外のものについては、運搬容器の基準が適用される。

2・3 （略）

4 屋外給油取扱所

(1) 給油空地(危令第17条第1項第2号関係)
ア～エ （略）

(2)～(7) （略）

(8)ア （略）

イ ホース機器

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 危険物の過剰な注入を自動的に防止す

第10節 給油取扱所（危令第17条）

1 給油行為について

危令第3条第1号に規定する自動車等には、自動車、航空機、船舶及び鉄道又は軌道によって運行する車両のほか、可搬形発電設備、除雪機、農機具類等動力源として危険物を消費する燃料タンクを内蔵するもの全てが該当する。

ちなみに、危令第17条第5項に規定する顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、危令第28条の2の4の規定により、顧客による給油行為は自動車及び原動機付自転車への給油行為しか認められていない。

また、燃料タンクに危険物を収納した自動車等をトラック等の車両の荷台に積載し、又は車両により牽引して搬送する行為は、法第16条の危険物の運搬に該当しない。

(R. 5. 3. 24 消防危第63号通知参考)

2・3 （略）

4 屋外給油取扱所

(1) 給油空地(危令第17条第1項第2号関係)
ア～エ （略）

オ 給油空地には、自動車等の出入りする側から間口10m以上×奥行6m以上の矩形部分に至る動線も含まれる。

(2)～(7) （略）

(8)ア （略）

イ ホース機器

(ア)・(イ) （略）

(ウ) 危険物の過剰な注入を自動的に防止す

る構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定注油設備のホース機器のうち、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。

なお、ホース機器の複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

(H. 5. 9. 2 消防危第68号通知)

a・b (略)

(エ)～(カ) (略)

ウ～カ (略)

(9)～(11) (略)

(12) 建築物(危令第17条第1項第16号関係) 危令第17条第1項第16号に規定する「給油又はこれらに附帯する業務のための用途に供する建築物」は、危則第25条の4第1項で用途別に第1号から第5号に区分されるが、これについては次によること。

ア 第1号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」とは、第1号の2から第5号に定める以外の用途で固定給油設備等によって給(注)油、詰替えの作業場と一体の建築物内での点検・整備又は洗車を行う場所をいうものであること。

(略)

イ 第1号の2の「給油取扱所の業務を行うための事務所」とは、事務所、便所等をいうものであること。

(略)

ウ 第2号の店舗、飲食店又は展示場は、次によること。

る構造は、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する固定給油設備等のホース機器のうち、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが有することとしてさしつかえないこと。

なお、ホース機器に複数の注油ホースが設けられる場合には、車両に固定されたタンクにその上部から注入する用に供する注油ホースであって、最大吐出量が60Lを超え180L以下のポンプに接続されているものが対象となるものであること。

(H. 5. 9. 2 消防危第68号通知 (R. 6. 2. 29 消防危第40号改正))

a・b (略)

(エ)～(カ) (略)

ウ～カ (略)

(9)～(11) (略)

(12) 建築物(危令第17条第1項第16号関係) 危令第17条第1項第16号に規定する「給油その他の業務のための建築物(避難又は防火上支障がないと認められる総務省令で定める用途に供するものに限る。)」は、危則第25条の4第1項で用途別に第1号から第6号に区分されるが、これについては次によること。

ア 第1号の「給油又は灯油若しくは軽油の詰替えのための作業場」とは、第2号から第6号に定める以外の用途で固定給油設備等によって給(注)油、詰替えの作業場と一体の建築物内での点検・整備又は洗車を行う場所をいうものであること。

(略)

イ 第2号の「給油取扱所の業務を行うための事務所」とは、事務所、便所等をいうものであること。

(略)

(7) 店舗、飲食店又は展示場においては、
物品の貸付行為の媒介、代理、取次等の
営業（宅配ボックス等の無人営業や祭
礼、イベント等の一時的利用を含
む。）、自動車関連業務等ができるもの
であること。（S. 62. 4. 28 消防危第38号
通知（R. 3. 3. 30 消防危第50号改正））

また、ドライブスルー形式又は窓を介
しての物品の販売は、販売に供する窓を
給油空地又は注油空地の直近に設けない
場合にあつては、認めて差し支えないも
のであること。（H. 9. 3. 25 消防危第27号
通知）

なお、直近に設けないとは、ドライブ
スルーを利用する車両が給油空地又は注
油空地に入ることなく通行できる距離を
有していることをいう。

（R. 3. 3. 30 消防危第50号通知）によ
り、給油取扱所の営業時間外における販売
業務、祭礼等の催しについて認めて差し支
えないこととされ、必要な安全対策を講じ
ることにより、消防法施行令別表第一
（六）項に示す用途を除き、危則第25条の
4各号に定める用途以外の用途に供する建
築物又はその他の工作物を設けることに
ついて、危令第23条の適用を認めて差し支
えないこととされた。

また同通知により、（S. 62. 4. 28 消防危
第38号通知）が改正され、「店舗、飲食店
又は展示場は、給油、灯油の詰替え又は自
動車等の点検・整備若しくは洗淨のために
給油取扱所に入入りするものを対象とする
ものであり、キャバレー、ナイトクラブ、
パチンコ店、ゲームセンター等風俗営業に
係るもの、理容室、美容室等は、給油、灯
油・軽油の詰替え又は自動車の点検・整備
若しくは洗淨のために給油取扱所に入入り
する者以外の者を対象とすることが明らか
であるので、2号の用途から除かれる」及

び「これらの営業に係る商品、サービス等の種類については、従来行ってきたような制限はなくなるものであること」の記述が削除された。

(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知) においては、様々なサービス提供業務等を危則第25条の4第2号の解釈に含めていたが、あくまで給油等のために給油取扱所に入出入りする者を対象とした業務として制限されていたため、自ずと業務内容についても制限されていた。

(R. 3. 3. 30 消防危第50号通知) においては、業務内容を拡大するため様々なサービス提供業務等を危則第25条の4第2号の解釈から除外し、必要な安全対策を講じることによって危令第23条を適用し、消令別表第一(六)項に示す用途を除いた建築物又はその他の工作物を設けても差し支えないこととされた。

しかしながら、危令第24条第3号の規定「製造所等には、係員以外のものをみだりに出入りさせないこと。」にもあるとおり、危険物施設における災害発生の防止及び被害の軽減のため危険物施設の関係者以外のもを出入りさせることは原則禁止されていることに鑑み、給油取扱所においても安易に業務の拡大を認めることはできない。

従って、危令第23条の適用については、業務の内容を明確にし、関係者以外のもので出入りが増えることによるリスクに対して、ハード面及びソフト面両方において十分な対策が講じられているかどうか慎重に判断する必要がある。

(イ) LPG販売の取次及びカートリッジタイプのガスボンベの販売は、ともに認めてさしつかえない。(S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)

(ウ) コインランドリーは、認めてさしつか

<p><u>えない。</u> (S. 62. 6. 17 消防危第60号通知)</p> <p><u>エ</u> 第3号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」とは、リフト室、注油室等及びこれらに従属する油庫工具室、コンプレッサー室等をいうものであること。</p> <p>(略)</p> <p><u>オ</u> 危則第25条の4第1項第1号から第56号の用途に機能的に従属すると認められるもの(例えば、廊下・洗面所・倉庫・会議室・更衣室・休憩室・応接室等)については、その用途として扱い、複数の用途に兼用するものにあつては、主たる用途により判断すること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正) 参考)</p> <p><u>カ</u> 第5号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)</p> <p><u>キ</u> 給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場等の工作物の設置は認められないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正))</p> <p><u>ク</u> 給油取扱所の建築物の階数に制限はないので地下室を設置しても差し支えないが、この場合、地下室に至る階段は、事務所等建築物内に設ける等可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じる必要がある。◆</p> <p><u>ケ</u> 危則第25条の4第2項に掲げる面積について</p> <p>(ア) 宅配ボックス等の無人営業により建築物の外部に設置される箱等に係る面積は含まれない。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正))</p> <p>(イ) (略)</p>	<p><u>ウ</u> 第3号の「自動車等の点検・整備を行う作業場」とは、リフト室、注油室等及びこれらに従属する油庫工具室、コンプレッサー室等をいうものであること。</p> <p>(略)</p> <p><u>エ</u> 危則第25条の4第1項第1号から第56号の用途に機能的に従属すると認められるもの(例えば、廊下・洗面所・倉庫・会議室・更衣室・休憩室・応接室等)については、その用途として扱い、複数の用途に兼用するものにあつては、主たる用途により判断すること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正) 参考)</p> <p><u>オ</u> 第5号の用途に供する部分については、他の用途に供する部分との間に水平・垂直遮断を設けるとともに、出入口は、給油取扱所の敷地外から出入りできる位置に設けること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知)</p> <p><u>カ</u> 給油取扱所には、立体駐車場、ラック式ドラム缶置場等の工作物の設置は認められないものであること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正))</p> <p><u>キ</u> 給油取扱所の建築物の階数に制限はないので地下室を設置しても差し支えないが、この場合、地下室に至る階段は、事務所等建築物内に設ける等可燃性の蒸気の滞留を防止する措置を講じる必要がある。◆</p> <p><u>ク</u> 危則第25条の4第2項に掲げる面積について</p> <p>(ア) 宅配ボックス等の無人営業により建築物の外部に設置される箱等に係る面積は<u>これ</u>に含まれない。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知 (R. 3. 3. 30 消防危第50号改正))</p> <p>(イ) (略)</p>
---	---

コ 電話ボックスの内部にPOSを設置する等、通常人が中に入り内部機器を操作することを想定して設置される工作物は、建築物として取り扱うが、用途、面積等を考慮し、当該収納ボックスの四方を網入りガラス等の視認性の高いものとするなど、火災予防上差し支えないと判断できる場合は、危令第17条第1項第12号ハ、第13号ニ及び17号の規定について、危令第23条を適用し免除して差し支えないものであること。
(特例理由不要。特例適用願必要。)

サ レンタカー業務を行う事務所は、当該給油取扱所で給油を行う場合は、危則第25条の4第1項第2号の「給油、灯油若しくは軽油の詰替え又は自動車等の点検・整備若しくは洗浄のために給油取扱所に出入する者を対象とした店舗、飲食店又は展示場」に該当する。(H. 22. 7. 23 消防危第158号通知)

シ 一時的に使用されるテントについては、以下のように取り扱う。なお、一時的とは、連続24時間未満で使用されるものをいう。(連続24時間以上使用されるものは、すべて建築物として扱う。)
(略)

ス 給油取扱所において、危則第25条の4第1項各号に定める用途以外の用途(消令別表第一(六)項に示す用途は除く)に供する建築物その他の工作物を設ける場合については、必要な安全対策を講じることを前提に、危令第23条を適用することができるか判断すること。(S. 62. 4. 28 消防危第38号通知(R. 3. 3. 30 消防危第50号改正))
(特例理由不要。特例適用願必要。)

セ 給油取扱所の業務に関連する器具等を収納する物置について、建築物に該当するかについては第1節6(1)により判断する。
なお上記判断基準により当該物置が物件に該当する場合、当該物置に危険物を収納

ク 電話ボックスの内部にPOSを設置する等、通常人が中に入り内部機器を操作することを想定して設置される工作物は、建築物として取り扱うが、用途、面積等を考慮し、当該収納ボックスの四方を網入りガラス等の視認性の高いものとするなど、火災予防上差し支えないと判断できる場合は、危令第17条第1項第12号ハ、第13号ニ及び17号の規定について、危令第23条を適用し免除して差し支えないものであること。
(特例理由不要。特例適用願必要。)

ク 一時的に使用されるテントについては、以下のように取り扱う。なお、一時的とは、連続24時間未満で使用されるものをいう。(連続24時間以上使用されるものは、すべて建築物として扱う。)
(略)

サ 給油取扱所の業務に関連する器具等を収納する物置について、建築物に該当するかについては第1節6(1)により判断する。
なお上記判断基準により当該物置が物件に該当する場合、当該物置に危険物を収納

<p>する容器を保管することは屋外において危険物を容器で貯蔵する行為として判断するが、その場合、当該物置は不燃材料で造るとともに、危令第17条第1項第20号の規定に適合するよう指導すること。◆</p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>(17) 電気設備(危令第17条第1項第21号関係)</p> <p>イ その他、引火点40℃未満の危険物を取り扱う設備の周囲である次の場所は、第2類危険箇所とすること。(H. 24. 3. 16 消防危第77号通知参考)</p>	<p>する容器を保管することは屋外において危険物を容器で貯蔵する行為として判断するが、その場合、当該物置は不燃材料で造るとともに、危令第17条第1項第20号の規定に適合するよう指導すること。◆</p> <p><u>シ 危則第25条の4第1項第6号に掲げる用途については、消令第1条の2第2項後段の規定により同号に掲げるいずれかの用途に機能的に従属すると認められるものを含むものであること。なお、消令第1条の2第2項後段の規定による機能的な従属に係る運用については、姫路市「消防同意事務審査基準」「第2 政令別表第1に掲げる防火対象物の取扱い」1(2)アによること。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知参考)</u></p> <p><u>ス 危令第17条第1項第16号の規定により給油取扱所に設ける建築物については、廊下、階段、避難口その他の避難上必要な施設の管理等を徹底すること。なお、当該建築物が消令第1条の2第3項に規定する防火対象物に該当するときは、法に基づき防火管理者の選任等が必要であること。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)</u></p> <p><u>セ ドライブスルー形式又は窓を介しての物品の販売は、販売に供する窓を給油空地又は注油空地の直近に設けない場合にあつては、認めて差し支えないものであること。(H. 9. 3. 25 消防危第27号通知)</u></p> <p><u>なお、直近に設けないとは、ドライブスルーを利用する車両が給油空地又は注油空地に入ることなく通行できる距離を有していることをいう。</u></p> <p>(13)～(16) (略)</p> <p>(17) 電気設備(危令第17条第1項第21号関係)</p> <p>ア (略)</p> <p>イ その他、引火点40℃未満の危険物を取り扱う設備の周囲である次の場所は、第2類危険箇所とすること。(R. 6. 2. 29 消防危第40号通知参考)</p>
---	---

<p>(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備周囲60cmまでの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料 4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p><u>ウ 電気自動車用急速充電設備は電気設備に該当するが、設置については、「給油取扱所に電気自動車用急速充電設備を設置する場合における技術上の基準の運用について」（H. 24. 3. 16 消防危第77号）によること。</u></p> <p><u>なお、当該設備は給油空地及び注油空地以外の場所に設置すること。</u></p> <p><u>エ</u> 可燃性蒸気流入防止構造等の基準については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H. 13. 3. 30 消防危第43号通知（H. 24. 3. 16 消防危第77号改正））によること。</p> <p><u>オ</u> 非常用発電機の設置については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H. 31. 4. 19 消防危第81号）問4によること。</p> <p>(18) 附随設備(危令第17条第1項第22号関係) ア～ク (略)</p> <p>ケ 尿素水溶液供給機</p>	<p>(ア) 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、固定給油設備の端面から水平方向6mまでで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の<u>周囲</u>60cmまでの範囲（ユーザーのための工場防爆電気設備ガイド（ガス防爆 1994）〔参考資料 4〕（9）と当該危険箇所の範囲が異なるが、本範囲を採用する。）</p> <p>(イ)～(カ) (略)</p> <p><u>ウ</u> 可燃性蒸気流入防止構造等の基準については、「可燃性蒸気流入防止構造等の基準について」（H. 13. 3. 30 消防危第43号通知（H. 24. 3. 16 消防危第77号改正））によること。</p> <p><u>エ</u> 非常用発電機の設置については、「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」（H. 31. 4. 19 消防危第81号 <u>(R. 6. 2. 29 消防危第40号改正)</u>）問4によること。</p> <p>(18) 附随設備(危令第17条第1項第22号関係) ア～ク (略)</p> <p>ケ 尿素水溶液供給機 <u>(危則第25条の5第2項第4号関係) (R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)</u></p> <p><u>(ア) ディスペンサー型（電動ポンプにより払い出すタイプ）のものについては、内蔵されている電動ポンプ等の電気設備（防爆構造のものを除く。）を、可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所に設置すること。</u></p> <p><u>(イ) プラスチック容器型（重力により払い出すタイプ）のものについては、隣接す</u></p>
--	---

る固定給油設備等に対して衝突しないよう固定する措置を講じること。

尿素水溶液供給機の設置例

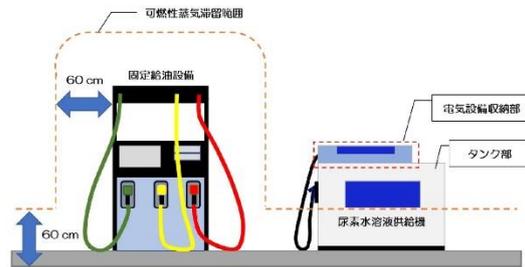


図1 尿素水溶液供給機（電動ポンプにより払い出すタイプ）

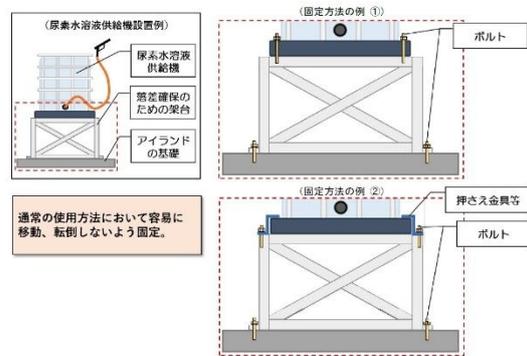


図2 尿素水溶液供給機（重力により払い出すタイプ）

ユ 急速充電設備（危則第25条の5第2項第5号関係）（R,6.2.29 消防危第40号通知参考）

(ア) 危則第25条の5第2項第5号イ(1)の「可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所とは、4(17)イに掲げる場所以外の場所を指す。」

(イ) 次のaからf以外の場所は、危則第25条の5第2項第5号ただし書きの「危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所」として取り扱う。

a 懸垂式以外の固定給油設備にあっては、周囲60cmまでの範囲、かつ固定給油設備の中心から排水溝までの最大の下り勾配と

なっている直線から水平方向11mまで、基礎又は地盤面からの高さ60cmまでの範囲

b 懸垂式の固定給油設備にあつては、固定給油設備の端面から水平方向60cmまで、地盤面までの範囲、かつ固定給油設備のホース機器の中心から地盤面に垂線を下ろし、その交点から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向11mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

c 専用タンク等のマンホールの中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向14mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

d 専用タンクへの注入口の中心から排水溝までの最大の下り勾配となっている直線から水平方向16mまで、地盤面からの高さ60cmまでの範囲

e 通気管の先端の中心から地盤面に下した垂線の水平方向及び周囲1.5mまでの範囲

f 屋内給油取扱所（一方又は二方のみ開放されたものに限る。）の敷地の範囲

危険物の流出その他の事故により発生した可燃性の蒸気が滞留するおそれのない場所のイメージ図（斜線部分以外）

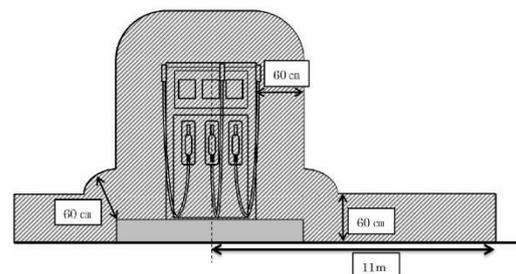


図1 固定給油設備の周囲

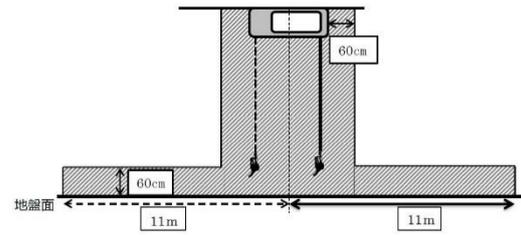


図2 懸垂式の固定給油設備の周囲

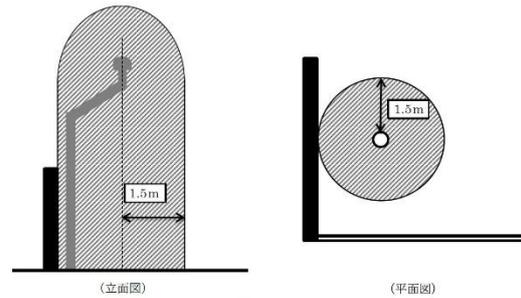


図3 通気管の周囲

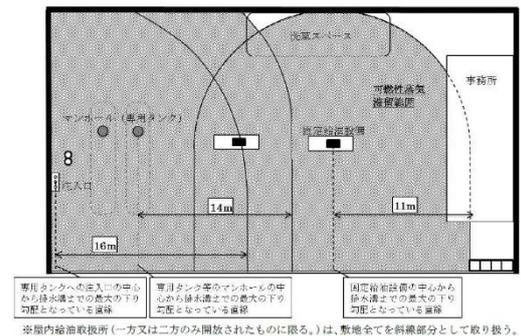


図4 給油取扱所（平面図）

(7) 急速充電設備の適切な監視、緊急遮断装置の操作方法等について、従業員への教育を徹底すること。

コ 自動車の点検等により発生した廃油を一時貯蔵する指定数量の5分の1未満の廃油タンクについては、危則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」として取り扱う。ただし当該設備は1施設に1設備しか認められない。

サ 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当該可動範囲内の移設については手続きを要

サ 自動車の点検等により発生した廃油を一時貯蔵する指定数量の5分の1未満の廃油タンクについては、危則第25条の5第2項第2号に規定する「自動車等の点検・整備を行う設備」として取り扱う。ただし当該設備は1施設に1設備しか認められない。

シ 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当該可動範囲内の移設については手続きを要

<p>しない。</p> <p>(19) 附随設備以外の設備(危令第17条第1項第23号関係)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ 公衆用電話ボックス及び郵便ポストを、給油空地外の屋外に設置することは認められないものであること。(S.62.6.17 消防危第60号通知)</u></p> <p><u>カ</u> 事務所等にPHSアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。 (H.9.3.25 消防危第27号通知)</p> <p><u>キ</u> 厨房設備等の火気を使用する設備については、姫路市火災予防条例の基準の例によるものであること。(S.62.4.28 消防危第38号通知)</p> <p><u>ク</u> キュービクル変電設備、ガスボンベ等を設置する場合は、給油業務に支障のない場所とし、不燃材料の塀等で区画するよう指導する。◆</p> <p><u>ケ</u> 屋外給油取扱所内のコインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽(1t未満)が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置して差し支えない。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。 (H.10.10.13 消防危第90号通知) (略)</p> <p><u>コ</u> 特別高圧架空電線を給油取扱所の敷地の上空を通過することは原則認められないが、やむを得ず通過する場合は次の事項を考慮するよう指導すること。◆(H.6.7.29 消防危第66号通知参考) (略)</p> <p><u>サ</u> 可燃性蒸気回収設備 通気管に接続して使用する可燃性蒸気回収設備は通気管の一部として規制する。</p> <p><u>シ</u> 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当</p>	<p>しない。</p> <p>(19) 附随設備以外の設備(危令第17条第1項第23号関係)</p> <p>ア～エ (略)</p> <p><u>オ</u> 事務所等にPHSアンテナを設ける場合は、建築物の屋根等の火災予防上支障のない場所であれば認めて差し支えない。 (H.9.3.25 消防危第27号通知)</p> <p><u>カ</u> 厨房設備等の火気を使用する設備については、姫路市火災予防条例の基準の例によるものであること。(S.62.4.28 消防危第38号通知)</p> <p><u>キ</u> キュービクル変電設備、ガスボンベ等を設置する場合は、給油業務に支障のない場所とし、不燃材料の塀等で区画するよう指導する。◆</p> <p><u>ク</u> 屋外給油取扱所内のコインランドリー及び事務所において使用する燃料を貯蔵するLPGバルク貯槽(1t未満)が、次に掲げる事項を満足する場合には、給油取扱所の敷地内に設置して差し支えない。なお、圧縮機及び充てん用ポンプは設置しない。 (H.10.10.13 消防危第90号通知) (略)</p> <p><u>ケ</u> 特別高圧架空電線を給油取扱所の敷地の上空を通過することは原則認められないが、やむを得ず通過する場合は次の事項を考慮するよう指導すること。◆(H.6.7.29 消防危第66号通知参考) (略)</p> <p><u>コ</u> 可燃性蒸気回収設備 通気管に接続して使用する可燃性蒸気回収設備は通気管の一部として規制する。</p> <p><u>サ</u> 移動式の設備について、当該設備の設置時等に可動範囲を明記することにより、当</p>
---	---

<p>該可動範囲内の移設については手続きを要しない。</p> <p>(20) 貯蔵又は取扱いの基準等に関する事項 ア 駐車等</p> <p>(ア) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、直ちに運転することができない状態にあることをいう。 また、あらかじめ</p> <p>a 固定給油設備からホース長+1m以内の部分 b 専用タンクの注入口から3m以内の部分 c 専用タンクの通気管から1.5m以内の部分 d 給油空地及び注油空地</p> <p>以外の部分で、車両の通行及びタンクへの注入行為に支障がない場所に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き、当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。</p> <p>◆ (S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考)</p> <p>なお、当該駐車場所を設置する際は、変更届を提出すること。◆</p> <p><u>また、当該駐車スペースに停車できる車両は、当該給油取扱所で注入した危険物を顧客に移送するための移動タンク車（移動タンク貯蔵所を除く。）、当該給油取扱所に来所した顧客の車両及び当該給油取扱所の従業員等、当該給油取扱所の業務を行う上で必要のあるものに限定されるものであること。（よって、当該スペースを有料駐車場とすることは認められない。）</u></p> <p>(イ) (略)</p> <p><u>(ウ) 車庫証明</u></p> <p><u>車庫証明は、自動車の保有者が道路上の場所以外の場所に当該自動車の保管場所を確保した旨を証するものである。</u></p> <p><u>自動車の保管場所としての性格上、当該場所では指定された自動車が、給油が</u></p>	<p>該可動範囲内の移設については手続きを要しない。</p> <p>(20) 貯蔵又は取扱いの基準等に関する事項 ア 駐車等</p> <p>(ア) 駐車とは、自動車等が停止し、かつ、直ちに運転することができない状態にあることをいう。 また、あらかじめ</p> <p>a 固定給油設備からホース長+1m以内の部分 b 専用タンクの注入口から3m以内の部分 c 専用タンクの通気管から1.5m以内の部分 d 給油空地及び注油空地</p> <p>以外の部分で、車両の通行及びタンクへの注入行為に支障がない場所に白線等で明瞭に区画された駐車スペースを設け、自動車等の駐車又は停車の際には給油のための一時的な停車を除き、当該駐車スペース以外の場所を使用しないよう指導すること。</p> <p>◆ (S. 62. 4. 28 消防危第38号通知参考)</p> <p>なお、当該駐車場所を設置する際は、変更届を提出すること。◆</p> <p>(イ) (略)</p>
---	---

<p><u>行われている時間中であるか否かを問わず、駐車でき、かつ、自由に出入りができるものでなければならないと考えられる。</u></p> <p><u>したがって、車庫証明をとる場合には、その自動車の範囲及び保管場所は、次の条件を満たしていることが必要である。</u></p> <p><u>a 自動車は、給油取扱所がその業務を行うために保有するもので、かつ当該給油取扱所の所有者、管理者又は占有者の保有するものであること。</u></p> <p><u>b 保管場所等は、(ア)のとおりとする。</u></p> <p>イ～オ (略)</p> <p>カ ガソリンの容器への詰替え販売</p> <p>ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領については、<u>「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」</u> (R. 1. 8. 7 消防危第111号通知)、<u>「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」</u> (H. 1. 12. 20 消防危第197号通知) 及び<u>「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」</u> (R. 2. 3. 27 消防危第89号通知) によること。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>給油取扱所の営業時間外における販売等の業務</u></p> <p><u>給油取扱所の営業時間外における販売等の業務を行う場合は、「給油取扱所の営業時間外における販売等の業務に係る運用について」</u> (R. 3. 3. 30 消防危第50号通知) によること。</p>	<p>イ～オ (略)</p> <p>カ ガソリンの容器への詰替え販売</p> <p><u>ガソリンを容器へ詰め替える作業は、容器を接地した状態で行うこと。</u> (R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)</p> <p>ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領については、「ガソリンを容器に詰め替えるときの確認等に係る運用要領について」 (H. 1. 12. 20 消防危第197号通知) 及び「危険物規制事務に関する執務資料の送付について」 (R. 2. 3. 27 消防危第89号通知) によること。</p> <p>キ (略)</p> <p>ク <u>給油業務が行われていないときの係員以外の出入りに関する事項</u> (R. 6. 2. 29 消防危第40号通知)</p> <p><u>(ア) 危則第40条の2の3の6の2第1号の「係員以外の者を近寄せないための措置」は、カラーコーン及びコーンバーによる進入防止等を想定したものであること。</u></p> <p><u>(イ) 危則第40条の3の6の2第2号の「みだりに操作を行わせないための措置」</u></p>
---	--

<p>5～13 (略)</p> <p>14 セルフ給油取扱所</p> <p>顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。(H. 10. 3. 13 消防危第25号通知 (H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号、R. 1. 8. 27 消防危第119号改正))</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)ア～オ (略)</p> <p>カ 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設置すること(危則第28条の2の5第6号)。</p> <p>※ 監視室を給油取扱所の敷地外に設けて監視を行うことは、技術基準がかかる設備等が、給油取扱所の敷地外に存在することになるので認められないものであること。</p> <p>(ア) 制御卓は、すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。この場合、直接視認できるとは、給油中される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。</p> <p>※ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されて</p>	<p><u>は、保護カバーの設置又はノズルの施錠によるほか、電源遮断等を想定したものであること。</u></p> <p><u>(ウ) 危則第40条の3の6の2第3号の「係員以外の者を近寄らせないための措置」は、施設の利用に供さない部分への施錠等を想定したものであること。</u></p> <p>5～13 (略)</p> <p>14 セルフ給油取扱所</p> <p>顧客に自ら給油等をさせる給油取扱所については、次によること。(H. 10. 3. 13 消防危第25号通知 (H. 24. 3. 30 消防危第91号、H. 24. 5. 23 消防危第138号、R. 1. 8. 27 消防危第119号、<u>R. 5. 9. 19 消防危第251号</u>改正))</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2)ア～オ (略)</p> <p>カ 顧客自らによる給油作業又は容器への詰替え作業を監視し、及び制御し、並びに顧客に対し必要な指示を行うための制御卓その他の設備を次に定めるところにより設置すること(危則第28条の2の5第6号)。</p> <p>※ 監視室を給油取扱所の敷地外に設けて監視を行うことは、技術基準がかかる設備等が、給油取扱所の敷地外に存在することになるので認められないものであること。</p> <p>(ア) 制御卓は、<u>給油取扱所内で、</u>すべての顧客用固定給油設備等における使用状況を直接視認できる位置に設置すること。<u>ただし、給油取扱所内で、全ての顧客用固定給油設備等の使用状況を監視設備により視認できる位置に設置する場合は、この限りでないこと。</u>なお、この場合、直接視認できるとは、給油中される自動車等の不在時において顧客用固定給油設備等における使用状況を目視できることをいうものであること。</p> <p>※ コンビニエンスストアが併設されている給油取扱所において、制御卓が設置されて</p>
---	--

<p>いる場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。</p> <p>(H. 10. 10. 13 消防危第90号通知)</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>15・16 (略)</p> <p>第11節・第12節 (略)</p> <p>第13節 消火設備及び警報設備の基準</p> <p>1 消火設備の設置区分</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 著しく消火困難な製造所等に該当する製造所又は一般取扱所に設置された20号タンクが、屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号、屋内タンクにあつては同項第4号の要件に該当する場合は、それぞれ危則第33条第2項第1号表中に規定される屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の項目に準じ、消火設備を設置するよう指導する。◆</p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 泡消火設備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号に定める「タンク」とは、<u>屋外タンク貯蔵所の貯蔵タンクをいうものである。</u> <u>また同条第2号に規定されている「ポン</u></p>	<p>いる場所にレジを設置し監視者がレジ業務を兼ねることは、顧客自らによる給油作業等の監視・制御及び顧客に対する必要な指示が行えることが確保されていれば認めて差し支えないものであること。</p> <p>(H. 10. 10. 13 消防危第90号通知)</p> <p>(イ)～(キ) (略)</p> <p>(略)</p> <p>15・16 (略)</p> <p>第11節・第12節 (略)</p> <p>第13節 消火設備及び警報設備の基準</p> <p>1 消火設備の設置区分</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 著しく消火困難な製造所等に該当する製造所又は一般取扱所に設置された20号タンクが、屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号、屋内タンクにあつては同項第4号の要件に該当する場合は、それぞれ危則第33条第2項第1号表中に規定される屋外タンク貯蔵所又は屋内タンク貯蔵所の項目に準じ、消火設備を設置するよう指導する。◆</p> <p><u>なお、当該20号タンクを泡消火設備にて包含する場合は、製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号の規定を満足する必要があることに留意すること。</u></p> <p>(6)～(8) (略)</p> <p>2～6 (略)</p> <p>7 泡消火設備</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 製造所等の泡消火設備の技術上の基準の細目を定める告示第19条第1号に定める「タンク」とは、<u>屋外タンクにあつては危則第33条第1項第3号に規定する屋外タンク貯蔵所と、屋内タンクにあつては同条第</u></p>
---	--

<p><u>ブ設備等」は、当該「タンク」と同一施設のものを用いる。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>8 不活性ガス消火設備</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p>9～15 (略)</p> <p>資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」</p> <p>本文 (略)</p> <p>別紙 別表のとおり。</p> <p>資料編 B～J (略)</p> <p>資料編 K「防油堤の構造に関する運用基準」</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 防油堤目地部の漏えい防止措置について (H.10.3.20 消防危第32号通知)</p> <p>1 防油堤目地部の漏えい防止措置について</p> <p>(1) 漏えい防止措置</p> <p>ア 可撓性材による漏えい防止措置</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p>附則 (平成24年7月19日) (略)</p> <p>附則 (令和4年4月1日) (略)</p> <p>附則 (令和5年1月1日) (略)</p>	<p><u>1項第4号に規定する屋内タンク貯蔵所と同規模のタンクを用いる。</u></p> <p>(6)～(9) (略)</p> <p>8 不活性ガス消火設備</p> <p>(1)～(6) (略)</p> <p><u>(7) 「製造所等における二酸化炭素消火設備の設置に係るガイドライン」</u> <u>(R.5.3.31 消防危第65号通知) により設計するよう指導すること。◆</u></p> <p>9～15 (略)</p> <p>資料編 A「製造所等における変更工事の取扱い」</p> <p>本文 (略)</p> <p>別紙 別表のとおり。</p> <p>資料編 B～J (略)</p> <p>資料編 K「防油堤の構造に関する運用基準」</p> <p>第1～第4 (略)</p> <p>第5 防油堤目地部の漏えい防止措置について (<u>S.52.11.14 消防危第162号通知</u> <u>(H.10.3.20 消防危第32号通知改正)</u>)</p> <p>1 防油堤目地部の漏えい防止措置について</p> <p>(1) 漏えい防止措置</p> <p>ア 可撓性材による漏えい防止措置</p> <p>(ア)～(オ) (略)</p> <p><u>(カ) 上記のほか、「防油堤目地部の可撓性材に関する技術上の指針」(H10.3.25 消防危第33号通知) によること。</u></p> <p>附則 (平成24年7月19日) (略)</p> <p>附則 (令和4年4月1日) (略)</p> <p>附則 (令和5年1月1日) (略)</p> <p><u>附則 (令和6年4月1日)</u></p> <p><u>1 この基準は、令和6年4月1日より施行する。</u></p>
---	--

	<p><u>2 この基準は、施行日以降新たに申請又は届出されるものについて適用し、この基準施行前に申請又は届出されているものについては、なお従前の例による。</u></p> <p><u>ただし、下記(1)から(3)に掲げるものについて、下記に定める日以降に申請又は届出されたものは、改正後の基準を適用する。</u></p> <p><u>(1) 第2章第2節5(9)コ(ウ)から(オ)及び第10節14(2)カ(ア) 令和5年9月19日</u></p> <p><u>(2) 第2章第3節19及び第2章第10節4(12)・(18) 令和5年12月7日</u></p> <p><u>(3) 第1章第6節(20)・(21)及び第2章第10節1・4(20)ク 令和5年12月27日</u></p>
--	--

新旧対照表

(姫路市危険物審査基準)

現 行

資料編 A 「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1～2 (略)											
3	建築物・工作物	建築物		屋根、壁、柱、床、はり等 (キャノピーを含む。)(4を除く。)			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 また、建築物の構造に影響を及ぼす「改造」は上記に該当せず、変更許可を要する。 ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。 ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高くする(水切り等の設置) 変更に対する手続きは、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている(難燃等の基準が適用されている) 場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。

																					<ul style="list-style-type: none"> ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・床の貯留設備等についてはNo.73も合わせて確認すること。
4～9 (略)																					
10	建築物・工作物	工作物		配管の支持物				△	○	○	△										<ul style="list-style-type: none"> ・強度計算に変更を生じる変更は、許可を要する。(重量変更によるものを除く。) ・耐火被覆の種類を変更する工事は、許可を要する。 ・上部に新たな非危険物配管を設置する等、当該支持物に変更が生じないものの、積載重量が変更になる場合は、強度計算により確認するよう指導する。(事業所自主確認)
11～32 (略)																					
33	危険物設備等	配管等		配管(地下埋設配管・移動タンク貯蔵所(給油タンク車を除く)・移送取扱所を除く。)(43は含まない。)				△	○	○	△										<ul style="list-style-type: none"> ・材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に限り、変更届とする。 ・配管の耐震措置については、101による。 ・金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届を要する。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 ・機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 ・口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長(「改造」)又は縮小(「改造」又は「撤去」)に対する手続きは、変更届とする。 ・フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 ・許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～74 (略)																					
75	電気設備	電気設備		電気設備(防爆エリアにあるものに限る。)				△	△	○	○	○									<ul style="list-style-type: none"> ・「移設」は、変更後の場所が危険場所であるものに限り適用される。 ・電気設備の設置場所を、非防爆エリアから防爆エリアに変更した場合は、当該電気設備は「増設」されたものとして扱う。 ・電気設備の設置場所の防爆エリアの分類を変更した場合は、当該電気設備の「改造」とみなし、手続きは変更届とする。ただし、第一

											<p>類危険箇所から第二类危険箇所等、安全側へ変更する場合は、手続きを要さない。なお、取扱物質変更に伴い、適用する防爆構造に対応する分類が変更になる場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更前と同様の用途で用いられる電気設備で、防爆記号に変更がない「改造」は、手続き不要とする。(防爆記号の中には、爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルも含まれる。) 防爆記号に変更が生じる「改造」に対する手続きは変更届とし、その中で、基準(爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルを含む。)に適合するか確認すること。 基準に適合させるための「改造」は、許可を要する。 変更後、防爆エリア外にあるものについては、手続きを要さない。
76～137 (略)											
138	給油取扱所	その他設備 機器等		混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等、危則第25条の5に規定されている付随設備		△	△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気洗浄機については、囲いの材質の変更(金属どうしの変更は除く)、囲い及びその出入口の位置変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、囲い又は排気筒の高さの変更があった場合は、基準に適合するか確認すること。 洗車機の可動範囲の変更は、「移設」に該当する。 原則当該設備の「移設」については許可を要するが、自動車等の点検・整備を行う設備については、危則25条の5第2項第2号イただし書きに該当する場所から、同一の室に移動する「移設」についての手続きは、変更届とする。 自動車等の点検・整備を行う設備に対する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造の「改造」については、機能上の変更がないものに対する手続きは、変更届とする。 混合燃料油調合器の「改造」については、機能上変更のないものに対する手続きは、変更届とする。なお、蓄圧圧送式のものについては、耐圧及び安全装置について、確認すること。 施設内の各施設区分(屋内貯蔵所、一般取扱所等)ごとの危険物取扱数量が指定数量未満であることを確認すること。 既に許可を受けている設備かどうかを確認し、許可を受けていない設備については、「増設」として取り扱うこと。
139～161 (略)											

改正案

資料編 A 「製造所等における変更工事の取扱い」 別紙

No.	対象	構造・設備等	補足	名称	増設	移設	改造	取替	補修	撤去	備考
1～2 (略)											
3	建築物・工作物	建築物		屋根、壁、柱、床、はり等 (キャノピーを含む。) (4を除く。)			△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・「改造」とは、材質変更又は形状変更を伴う変更工事をいう。なお、鉄からステンレス等、大部分を占める主要材料に変更のない「改造」、多少の厚み及び多少の凹凸に変更の生じる「改造」に対する手続きについては、変更届とする。 ・また、建築物の構造に影響を及ぼす「改造」は上記に該当せず、変更許可を要する。 ・部分取替え及びそれに伴う溶接等並びに材質変更を伴わない当て板補修に対する手続きは、変更届とする。<u>また、機器の撤去等に伴い同様の工事を行う場合の手続きも変更届とする。</u> ・床を一部撤去するにあたり、漏洩物流出防止のため周囲を高くする(水切り等の設置) 変更に対する手続きは、変更届とする。 ・特例により不燃等の基準が免除されている(難燃等の基準が適用されている) 場所における間仕切り壁等の変更工事の手続きについても同様とする。 ・機器の搬入等のために、破損を伴わず壁等を一時取り外し、搬入等後すぐに復旧する行為は、変更工事には該当せず、手続きを要さない。 ・配管等を貫通させるために穴を開ける変更は「撤去」とするが、貫通部を耐火パテ等で穴埋めする場合は「補修」とする。 ・上記に関わらず、認定品を「改造」することにより、認定品でなくなる場合又は他の認定品となる場合は、許可を要する。 ・「改造」又は「撤去」しても基準に適合するか確認すること。 ・床の貯留設備等については No.73 も合わせて確認すること。
4～9 (略)											
10	建築物・工作物	工作物		配管の支持物			△	○	○	△	<ul style="list-style-type: none"> ・強度計算に変更を生じる変更は、許可を要する。(重量変更によるものを除く。)

	物											<ul style="list-style-type: none"> 耐火被覆の種類を変更する工事は、許可を要する。 上部に新たな非危険物配管を設置する等、当該支持物に変更が生じないものの、積載重量が変更になる場合は、強度計算により確認するよう指導する。(事業所自主確認) <u>危則第13条の5第2号に規定する「火災によって当該支持物が変形するおそれのない場合」に該当することを示すことによって耐火措置等を撤去する場合は、変更届を要する。</u>
11～32 (略)												
33	危険物設備等	配管等		配管(地下埋設配管・移動タンク貯蔵所(給油タンク車を除く)・移送取扱所を除く。)(43は含まない。)			△	○	○	△		<ul style="list-style-type: none"> 材質のみが変更となる「改造」に対する手続きは、金属から金属への変更に関し、変更届とする。 配管の耐震措置については、101による。 金属製フランジを増設する又はフランジを撤去し、撤去箇所をその前後の配管と同材質の配管とする「改造」に対する手続きは、変更届を要する。なおフランジの増設に関しては、それにより発生した新たな防爆エリアに電気設備がないか確認すること。 機器、配管等の撤去に伴い、配管の先端に接続されているフランジ部に閉止フランジを設置する「改造」に対する手続きは、変更届とする。 口径又は経路が変更となる「改造」に対する手続きは許可を要するが、機器等のサイズ変更に伴う金属製配管の延長(「改造」)又は縮小(「改造」又は「撤去」)に対する手続きは、変更届とする。 <u>フランジの種類(溶接式、遊合型等)、形状等の変更については手続きを要さない。</u> フランジ間の短管を取り外すだけの縮小は「撤去」となり、手続きは、変更届とする。 許可を要しない「取替」等に対して、耐圧検査を指導すること。
34～74 (略)												
75	電気設備	電気設備		電気設備(防爆エリアにあるものに限る。)		△	△	○	○	○		<ul style="list-style-type: none"> 「移設」は、変更後の場所が危険場所であるものに限り適用される。 電気設備の設置場所を、非防爆エリアから防爆エリアに変更した場合は、当該電気設備は「増設」されたものとして扱う。 電気設備の設置場所の防爆エリアの分類を変更した場合は、当該電気設備の「改造」とみなし、手続きは変更届とする。ただし、第一類危険箇所から第二類危険箇所等、安全側へ変更する場合は、<u>原則</u>

											<p>手続きを要さないが、「プラント内における危険区域の精緻な設定方法に関するガイドライン」等の評価手法により変更する場合は変更届とする。なお、取扱物質変更に伴い、適用する防爆構造に対応する分類が変更になる場合も同様とする。</p> <ul style="list-style-type: none"> 変更前と同様の用途で用いられる電気設備で、防爆記号に変更がない「改造」は、手続き不要とする。（防爆記号の中には、爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルも含まれる。） 防爆記号に変更が生じる「改造」に対する手続きは変更届とし、その中で、基準（爆発等級、分類、発火度、温度等級及び保護レベルを含む。）に適合するか確認すること。 基準に適合させるための「改造」は、許可を要する。 変更後、防爆エリア外にあるものについては、手続きを要さない。
76～137 (略)											
138	給油取扱所	その他設備 機器等	混合燃料油調合機・蒸気洗浄機・洗車機・オートリフト等、危則第25条の5に規定されている付随設備		△	△	△	○	△	<ul style="list-style-type: none"> 蒸気洗浄機については、囲いの材質の変更（金属どうしの変更は除く）、囲い及びその出入口の位置変更を伴う「改造」は、許可を要する。なお、囲い又は排気筒の高さの変更があった場合は、基準に適合するか確認すること。 洗車機の可動範囲の変更は、「移設」に該当する。 原則当該設備の「移設」については許可を要するが、自動車等の点検・整備を行う設備については、危則25条の5第2項第2号イただし書きに該当する場所から、同一の室に移動する「移設」についての手続きは、変更届とする。 自動車等の点検・整備を行う設備に対する危険物の漏れ、あふれ又は飛散を防止する構造の「改造」については、機能上の変更がないものに対する手続きは、変更届とする。 混合燃料油調合器の「改造」については、機能上変更のないものに対する手続きは、変更届とする。なお、蓄圧圧送式のものについては、耐圧及び安全装置について、確認すること。 施設内の施設区分（屋内貯蔵所、一般取扱所等）ごとの危険物取扱数量が指定数量未満であることを確認すること。 既に許可を受けている設備かどうかを確認し、許可を受けていない設備については、「増設」として取り扱うこと。 	
139～161 (略)											

